

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

福祉タイムズ



ともしび運動

10

2010 No.707



子どもと向き合い、実感する自分の成長

〈写真・菊地信夫〉

さまざまな事情により家庭生活が難しい子どもたちが、一時的に暮らす児童相談所の一時保護所で、思春期の子どもたちと関わりながら生活のお手伝いをしている大学四年生の小林由香さん。自分ができることは何だろう。活動を始めた頃は迷いがあったという。

「退学を余儀なくされた子が、泣きながらつらい胸の内を語ってくれたことがあります。関係ができて嬉しかった反面、心境は複雑でした」自分のこれまでの生活が当たり前ではないことや、子どもたちの置かれている厳しい現実気付かされた瞬間だった。

将来はこの経験を生かせる仕事がしたいと語る小林さん。「心の揺らぎと向き合いながら、楽しいこと、嬉しいことを一緒に笑い合う。それが今の私にできること」その言葉に、子どもたちと共に生き、生かされ合いながら成長を続けるひたむきな姿をみた。

CONTENTS

特集

かながわ福祉人材センターから見た福祉人材確保の現状 …… 2

NEWS & TOPICS

生活保護受給者の「社会的な居場所づくり」に関する報告まとまる …… 4

FOCUS「利用者本位を地域で支える」 …… 5

でかけてみませんか …… 6

連載

社会的ケアの広がり～個人と家族を支える～第7回 …… 8

県社協のひろば

平成22年度事業評価（平成21年度実施事業）外部評価の公表 …… 10

かながわHOT情報

精神保健福祉ボランティアグループかもめサポート（横浜市中区） …… 12

かながわ福祉人材センターから見た福祉人材確保の現状

長引く不況の厳しさもあり、かながわ福祉人材センターでは、「福祉・介護に関する教育を受けたことがなく、関連する資格を持っていない。また、福祉・介護業務の経験がない状態」の、いわゆる無資格・未経験の求職者の来所が増え、仕事や資格に関する問い合わせなどさまざまな相談が寄せられてきています。

今号では、これまでと比べ変化した求職者の現状などを踏まえ、かながわ福祉人材センターから見た福祉人材確保について考えます。

無資格・未経験者への対応

雇用情勢の悪化を背景に、かながわ福祉人材センター（以下、「人材センター」）には、無資格・未経験の方の来所が増え、その対応として、平成二十年度に、資格・経験によらない求人の情報提供や福祉関係者によるカウンセラー相談などの緊急就職相談会等を行いました。昨年度には、「社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」⁽¹⁾で「施設・事業所の無資格・未経験の求人と採用」について調査し、求職者との相談や情報提供に活用しています。

調査結果では、無資格・未経験者の応募について、約七〇%の福祉施設等が「応募できる」と回答しており、特に知的障害児者の施設では、九〇%以上がそのように答えています。また、採用方法では、ほぼ一〇〇%が面接試験と回答しており、次いで書類選考が約六〇%、筆記試験・小論文が約三〇%、実習が約二〇%となっています。

書類選考の基準としては、「履歴書に熱意が感じられない場合、

避けている」が約四五%（図表1）、「年齢の高い人は優先順位を下げている」が約四〇%、「履歴から判断している」が約二七%となっています。

資格で就職するものではない、現場を知る努力の必要

調査結果によれば、無資格・未経験者が採用された場合の雇用形

図表1 求人が履歴書に熱意が感じられないと感じる点

- ・丁寧に書かれていない。記載内容に不備がある、もしくは稚拙な文章で書かれている。
- ・どうして福祉の仕事を選んだのかが書かれていない。
- ・長期展望が見られない。
- ・志望動機に、福祉・介護に対する意欲が読み取れないような漠然とした記述。
- ・他業界で職がなく、福祉業界だったら人手不足なので雇ってもらえるだろうという考え方。
- ・業務内容を理解していないと感じる記述。
- ・勤務体制や雇用形態、給与にこだわっている。など

参考：「平成21年度社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」

態について、「最初は非常勤で雇用」（約四七%）が「最初から常勤で雇用」（約二〇%）を上回り、「無資格・未経験者は非常勤で雇用」（約二〇%）を含めると、約七〇%が非常勤での採用となっています。これは、「その後、常勤職員への雇用形態の変更もある」という意味も含めて考えられま

す。しかし、求職者が主たる生計者の場合、「その後」までの余裕がなく、一刻も早く常勤で雇用されたい思いがあるため、就職まで至らないこともあり、福祉人材の確保の難しさをうかがい知ることができません。

国では教育訓練給付や基金訓練（緊急人材育成事業）⁽²⁾、横浜市・川崎市等ではホームヘルパー二級研修の受講料助成などが行われています。また、人材センターでは、県内のホームヘルパー二級研修の開催状況をホームページで紹介しています。このような取り組みもあり、徐々に二級資格を取得した未経験者が増えてきています。

介護職の求人では、二級資格の取得後の方が無資格の時と比べ、



「福祉就職相談会」にも男性が目立つようになった
(於9月3日 横浜文化体育館)

対象となる求人情報は確実に増えます。しかし、それでも就職に結びつかない状況が起きています。理由はいくつか考えられますが、福祉施設の種別や特徴、業務内容や勤務体系などといった現場の状況が、求職者に十分理解されていないことがあげられます。

こうしたことから人材センターでは、事業所の業務内容や職場の状況等を求職者に理解してもらい、就職活動に活かしてもらうために、「福祉・介護の職場体験事業」⁽³⁾や、働いているスタッフの話が聞け、気軽に相談できる場として、「福祉・介護の仕事を知る懇談会」に取り組んでいます。

困難な有資格者の確保

全国的に大学の定員割れが進み、受験生獲得競争が激化しています。社会福祉士・介護福祉士の養成校も例外ではなく、これまでのように数多くの有資格者を現場に輩出することが非常に困難になっています。平成二十一年度の介護福祉士養成施設において、その定員充足率は五五・一％(厚生労働省「第一回今後の介護人材養成の在り方に関する検討会」資料)となっています。

さらに、現在の養成校では、国の教育訓練給付制度等を受託し、幅広い年齢層の学生が多数在籍するところも見受けられます。ある養成校では、「学校に届いている求人は、依然若い『新卒者』向けの求人ですが(中高年齢層が多くなった)今の学校の状態ではマッチングは難しい」と言っていました。

多角的に求職者を見ることが大切

一般的に求人票等では、福祉・介護に関する資格や業務経験の有無を中心に考えられがちです。し

かし、これからは多角的に、きめ細かく求職者を見ていくことが大切となっています。例えば、転職者という場合でも、福祉業界内での転職と他業種からの転職とでは、対応(見方)は大きく変わってきます。

図表2で取り上げた求職者層は、これからますます広がっていくことが予想されます。併せて、仕事に就いていない「潜在介護福祉士」は約二十二万五千人(平成十九年度全国数値)いること、他分野で働く介護福祉士の五一・一％が福祉・介護分野へ復帰したい意向を示している(平成二十年度厚生労働省調査)といった現状も見据え、福祉人材確保の安定に向け、さまざまな求職者が、働きや

すく、働き続けることが可能な環境をどのように作っていかなか、社会全体で考えていかなければなりません。

福祉人材の確保については、引き続き、本会部会や協議会をはじめ、福祉系職能団体、各養成校、県下ハローワークや労働局、県などと連携・協働しながら、事業をすすめていきたいと考えています。

(福祉人材無料職業紹介担当)

(1) 「社会福祉施設等の人材確保に関する需要調査」(二〇〇九年)

調査対象・県内社会福祉施設、介護老人保健施設一千八百五十三カ所/回収率四〇・六％/調査時点・平成二十一年十月一日。調査結果は本会ホームページ (<http://www.knsyk.jp>) にて公開しています。

(2) 「教育訓練給付制度」

働く人の主体的な能力開発の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度。

「基金訓練」(緊急人材育成事業)

専修・各種学校、教育訓練企業、NPO法人、社会福祉法人、事業主などが、中央職業能力開発協会の認定を受けて実施する職業訓練。

(3) 「福祉・介護の職場体験事業」

三日間、県内の社会福祉施設で行う体験事業。詳細は本紙本年九月号十面に紹介しています。

図表2 さまざまな求職者

- 福祉・介護系学生(新卒・既卒者)
- 潜在有資格(国家資格)・経験者
- 無資格・未経験者
- 有資格(ヘルパー2級等)・未経験者
- 一般学生(新卒・既卒者)
- 中高年者
- 転職者(福祉業界内での転職、他業種からの転職)
- 外国籍住民

生活保護受給者の「社会的な居場所づくり」に関する報告まとめ

生活保護受給者（以下、「受給者」）の新たな自立支援の姿について検討を進めてきた、厚生労働省の「生活保護受給者の社会的な居場所づくり」と新しい公共に関する研究会（※）が、本年七月報告書を取りまとめ公表しました。

依然増加傾向にある受給者については、平成十七年度より「自立支援プログラム」が導入され、各自治体において、自立に向けた支援が行われてきました。

一方で、働く意欲や能力があっても、厳しい雇用情勢により本格的な就労に結びつきにくい、あるいは求職活動の長期化が働く意欲を乏しくさせ、結果、社会から孤立してしまう人が増えてきているという現状があるといえます。

この状況を踏まえ報告では、受給者に対し、就労による経済的自立に向けた支援策を講じるだけでなく、併せて、「多様な働き方」を視点とした社会的な居場所を確保し、自立した生活を考慮した支援を行うっていくこと。また、「貧困

の連鎖」を防止していくため、被保護世帯の子どもたちがありのままにいられることができ、社会性や他者との関係を育むことのできる、「学習支援・社会性の育成」に向けた、社会的な居場所が必要であるとしています。

こうした「居場所づくり」には、経済的自立だけでなく、健康・生活管理などの日常生活の自立や、社会的なつながりの回復・維持に向けた社会的自立を、相互に支えていくという考え方が必要です。

これまでの自立支援の取り組みでは、受給者の状況によっては、有給の労働に就くことだけを目標とせず、就業体験や技能習得、社会的（福祉的）就労のほか、ボランティア活動等を通じた社会参加の機会など、「多様な働き方」の考え方を広めていくことで、自尊感情や他者から感謝される実感が高め、自身の持つ力を発揮できる効果が明らかになりつつあります。報告書では、受給者それぞれが持つ不安や希望などを十分に受

け止め、個々のニーズに即したプログラム開発をしていくことを求めています。

さらに、こうした支援を多面的に行っていくためには、行政や企業、NPO、社会福祉法人、住民等の協働を推進していくことが不可欠とし、協働にあたっては、地域資源（人・資金・情報等）の確保と、各団体との協力関係を作っていくことが重要と提言しています。

このほか別冊として、全国の地方自治体やNPO等で先駆的に取り組まれている、安定した住居の提供や気軽に立ち寄れる場づくり、料理や趣味など生活を豊かにする講座等による自立生活や精神的安定に向けた支援。介護や公園整備ボランティア活動、書籍の販売などを通じた、段階的な就労支援や働くチャンスの提供。子どもたちの学習支援やフリースペースの運営を通じた、人と社会と自分に対する信頼回復に向けた支援などの事例が紹介されています。

※ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingij/2r9852000000g9dy.html>
 (企画調整・情報提供担当)

共同募金運動にご協力を！

10月1日から「赤い羽根、共同募金運動」がスタートしました。

ことしで64回目となるこの運動は、12月31日まで展開されます。

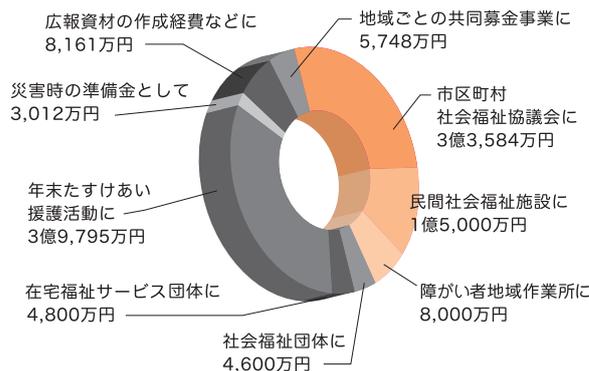
共同募金は、県民の善意をつなぎ、民間の地域福祉を支えるための大切な資金です。

厳しい経済状況での募金活動ですが、県内の民間社会福祉施設・団体から、目標額の12億2,700万円を上回る資金援助の要望が寄せられています。ことしもご協力をお願いします。

(県共同募金会 ☎045-312-6339)

平成22年度寄付金配分計画

合計額：12億2,700万円



地域の中で育む障がい者就労、

可能性が広がる支援を

今号では、知的障がい者通所施設SELPL・杜が運営する居酒屋「杜蔵」の支援員、田口ゆう子さんのお話から、知的に障がいのある方の「働くこと」への支援について考えます。

働くことを自信につなげる

杜蔵は障がいがあっても夜間働くことができる場所として、平成二十年五月に開店しました。三名のスタッフで、平日十七時から二十二時まで営業しています。

厨房で料理の腕を振るう吉濱彦さんは、中華料理屋やうどん屋での就労経験と、障がい者就労では数少ない夜間営業の仕事に挑戦したいというやる気が認められ、調理を任せられることになりました。今では、調理以外にも食材の買い付けや仕込み、時にはホールの業務もこなす吉濱さんですが、開店当初はうまくいかない作業に戸

惑うことが多くありました。そこでスタッフは、吉濱さんが仕事のどこにやりにくさを感じているかをよく見極めて、例えば、分量が覚えられない場合は、計量カップに分かりやすく線を引くなど、ちよつとした工夫を凝らしました。「吉濱さんは、不得意だと感じていたことにも前向きに取り組んでいます。働く方が、目の前の仕事に興味を持ち、自分の力を発揮できるような気付きの仕掛けを丁寧で作っていったり、続けながら自分自身で、仕事の向き不向きを感じるようなことができる経験を重ねていくよう、支えていくことが大切です」と田口さんは話します。「将来は居酒屋の店長になりたい」と夢を語る吉濱さん。いつでも仕事ぶりをみて、支えてくれる人の存在があることが、働くことへの自信と面白さにつながっている様子がうかがえます。



カウンター越しにお客さんの笑顔を見ると、調理をする手にも力が入ります

地域の中で支えられる

「街の中のお店なんです」と話す田口さんの言葉通り、JR大船駅のすぐそばにある杜蔵に訪れるお客さんは、家族連れから会社帰りのサラリーマンまでさまざまです。地域の中で「普通」に店を経営することは、障がいのある方が経済的な自立を果たすだけでなく、地域に暮らす一人として多くの方々と交流を深めていくきっかけになります。

一人ひとりがもつ可能性を引き出しながら、経験を積む機会の場が増えることは、その人の生活の幅や人生の豊かさにつながります。身近な関係を築きながら、ゆつくりと地域の中に溶け込んでいけるような支援が求められています。(企画調整・情報提供担当)

※取材先の意向により「障害」を「障がい」と表記しています。

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

- 理事 伊藤 正孝 ☎045-412-2110
- 同 桑江 郁男 ☎045-402-4433
- 同 辻村 祥造 ☎045-311-5162
- 同 西迫 一郎 ☎046-221-1328
- 同 林 雄一郎 ☎0466-26-3351
- 代表理事 八木 時雄 ☎042-773-9266

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



きかんし印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒238-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1766 FAX045(780)1598
<http://www.kki.co.jp/>

JR御殿場線松田駅・小田急線新松田駅から 西平畑公園へ散歩に行こう！ (足柄上郡松田町)

季節が急ぎ足で移り変わり、秋もすっかり深まりました。真っ青な空がどこまでも高く広がって、散歩するには気持ちがいいシーズンです。今回ご紹介するのは「西平畑公園」。公園内にある「松田山ハーブガーデン」は年間を通して季節ごとにハーブを植栽。富士山や箱根連山、相模湾を見渡せる絶景ポイントでもあります。

イベント時、土日はシャトルバスを

JR松田駅北口から徒歩20分、小田急新松田駅から徒歩25分。松田山の中腹に位置し、子ども連れで散策路をハイキング気分です歩いていただけますが、ベビーカーが必要な小さな子どもがいる場合は坂道が急なので、歩いていくのは難しくそうです。

10月16日(土)から31日(日)の「秋の松田山ハーブフェスティバル」開催の土・日は、JR松田駅北口からシャトルバス(片道大人150円)が運行されるので、こちらを利用しましょう。

絶景とハーブに癒される時間

松田山ハーブガーデンは山の斜面に広がり、天候が良ければ足柄平野から相模湾に浮かぶ伊豆大島まで一望できます。ハーブフェスティバルでは、紫色のメキシカンセージや紅色のチェリーセージなどが一面に咲き揃い、とても鮮やかです。

併設のハーブ館は1階がハーブグッズ売店、2階がハーブを使ってリースや香水、ソーセージなどを手作りできるクラフト工房、3階が摘みたてのハーブを使ったパスタや肉魚料理を味わえるレストランです。ハーブの優しい香りに包まれながら、ゆっくりと過ごすことができ、心身共に癒されます。



四季折々に花が咲くハーブガーデン。パッタヤトンボ、チョウチョなど昆虫もいっぱい

今日は ⇒ NPO法人
ままとんきっす がお伝えします！

1993年、子育て中のおかあさんが集まり、子育てタウン情報誌「ままとんきっす」を発行。子育てに関するメール相談、親子が集うサロン運営、各種講座の開催など、子育て支援活動を展開。2008年には「第2回かながわ子ども・子育て支援大賞」を受賞。情報誌・単行本の発行物は30冊を数え、一部は海外でも翻訳出版。「ままとんサロン」では第1・3金曜に「ままとんカフェ」をオープン。手作りのランチが大好評。
(連絡先) 川崎市多摩区菅稲田堤3-5-43
TEL/FAX:044-945-8662

秋空の下でたっぷり遊ぼう！

公園内には、ほかにも子どもと大人と一緒に楽しめる施設があります。「子どもの館」ではけん玉、こま、羽子板などの伝承遊びができます。おむつ替えコーナーが用意され、赤ちゃん連れに便利です。「自然館」では植物の葉や実などを使って遊べ、自然の面白さに気がきます。季節ごとに野鳥や昆虫の観察会が行われるので参加するのもよいでしょう。

そして、一番人気は実物1/6の大きさの機関車やロマンスカーに乗れる「ふるさと鉄道」。約20分の乗車中、踏切や鉄橋、スイッチバックなどがあり、自然の中を爽やかに走り抜けます。



自然館でどんぐりに絵を描いて、トトロを作ろう！ 不思議なおもちゃ“浮沈子”も作れます

インフォメーション

■西平畑公園

足柄上郡松田町松田惣領2951

●松田山ハーブガーデン10～17時(冬季は～16時)

月曜・祝日の翌日・年末年始休

電話 0465-85-1177

<http://www.mherb-garden.com/>

●自然館 9～16時(入館は～15時30分)

月・火曜・祝日の翌日休、臨時休あり

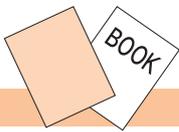
●ふるさと鉄道 土・日曜・祝日運行 雨天中止

大人300円、小人200円

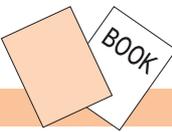
※駐車場 土・日・祝日・イベント開催時500円/回

※イベントの詳細は<http://town.matsuda.kanagawa.jp/>をご覧ください。

◆ご意見・ご感想はkikaku@knsyk.jpまでお寄せください。



今月の福祉資料室



◆利用時間:月～金(第3金曜日、祝日、
年末年始等を除く)の9時～17時
◆問合せ:☎045-311-8865



私のおすすめの1冊

「精神病院を捨てたイタリア
捨てない日本」

大熊一夫 著

(N)神奈川県精神障害者
地域生活支援団体連合会
常任理事 中谷 正代

その昔「ルポ・精神病棟」の本を書いた著者が、イタリアと日本の精神保健について書いたものです。精神病院を捨てたイタリアの経過や、そこにかかわった人たちのエピソード。そして捨てない日本の現状。

さらに、この本の底流にある「すべての人が、一人の人間として当たり前
に生きること、普通に生活する事を大切に思う事が、新しい時代を作っていく一つの力になりうるのだ」というメッセージ。仕事に行き詰ったり、何かが見えなくなってきた時、精神保健をちょっと知りたいと思った時にお勧めしたい一冊です。



2009年10月刊
定価2,520円(税込)
岩波書店

新着資料



- ★外国につながるりをもつ子どもの教育に関する調査プロジェクト報告書(多文化共生教育ネットワーク・かながわ国際交流財団)
- ★福祉サービス契約と権利擁護(障害者福祉を中心にして)(平田厚著、東京都社協)
- ★保育園を利用するメンタルヘルスが気になりな保護者に関する調査研究報告書(青木紀久代 監修、東京都社協)
- ★小規模な社会福祉法人における今後の方向性(社会福祉法人協議会 調査研究委員会報告書(東京都社協))



- ★地域福祉の事務局としての社協基盤強化(滋賀県社協)
- ★山口県の地域の力と地域の福祉力向上に向けた提案(山口県社協)
- ★官公需等の受注拡大に向けた就労系事業所等の作業別共同受注機能の強化について調査研究報告書(山口県社協)
- ★異業種間でのハイリスク者を包括的に支援するためのネットワークを構築する意義と各種の役割(パネルディスカッション(日本司法書士会連合会))
- ★雨のち曇り、そして晴れ(障害を生きる13の物語)(NHK厚生文化事業団編、NHK出版)

※蔵書検索もご利用ください! <http://www.knsyk.jp/tosyo/>

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために!

プラン1 施設業務のための補償

- (賠償責任保険、傷害保険、動産総合保険)
- ① 基本補償
 - 基本補償(A)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
 - 見舞費用付補償(B)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
 - オプション1 訪問・相談等サービス補償
 - オプション2 施設の医療事故補償
 - ② 個人情報漏えい対応補償
 - 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償
 - ③ 施設の什器・備品損害補償
 - 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
 - 施設の現金等も補償



プラン2 施設利用者のための補償

- (傷害保険)
- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
 - ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
 - ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

- (労働災害総合保険、傷害保険、約定履行費用保険)
- ① 施設の労災上乗せ補償
 - ② 施設職員の傷害事故補償
 - ③ 施設職員の感染症罹患事故補償

◆加入対象は、社会福祉法人等で運営している社会福祉施設です。

- 全国社会福祉協議会のスケールメリットを活かし、充実した補償内容
- 団体契約のため有利な補償と割安な保険料(掛金)
- 迅速で丁寧かつ適正なお支払い

● この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

社会福祉法人
団体契約者 **全国社会福祉協議会**
(引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

(SJ09-08937.2010/02/19)

子ども・親・子育てを支える「上手にできるのが当たり前」が親の孤立に

地域における人間関係の希薄化や、子育て世帯における核家族の増加などにより、子どもの育ちを取り巻く状況は、これまでとは大きく異なっています。子ども手当の支給、保育園の待機児童の解消に向けた取り組みなど、子育てしやすい環境づくりも進められていますが、子育て中の親の孤立や児童虐待など、深刻な問題も少なくありません。

そこで、今号では、児童虐待の予防に取組む「茅ヶ崎市家庭児童相談室」の伊藤徳馬さんから、子育てに悩む家庭をどのようにサポートしているかを伺い、地域社会で何が必要となっているかを考えます。

孤立しやすい環境

本県には約三百五十五万世帯があり、十八歳未満の子どものいる世帯は約八十六万世帯で、全世帯の約二五％となります。そのうち、八七・六％が核家族で、特に就学前の子どものいる世帯の核家族率は九〇・六％と高くなっています（平成十七年国勢調査）。また、県の「平成二十年市町村ニーズ調査」において、「祖父母や親族、友人等による子育てに対する支えが、いずれもない」という回答をした子育て家庭が一四％ありました。

こうした調査結果からは、核家族という小さな世帯の中で、祖父母や友人など安心して相談できる

相手がなく、孤立しやすい状況にある親が決して少なくないことが浮かびあがってきます。

相談できる場を

平成二十一年度の県内の児童虐待の相談受付件数は、四千七百九十三件で依然として多く、公的機関が子育て家庭へ支援し、虐待の予防をどのように行うかについて、社会的な関心が高まっています。市町村行政では、平成十七年の児童福祉法・児童虐待防止法改正により、虐待相談の窓口を置くこととなり、茅ヶ崎市では「家庭児童相談室（以下、「相談室」）」で対応することになりました。

寄せられる相談の多くは、「子

子育てサロンなどの情報提供とは別に、親子間のコミュニケーションがうまくいくような支援が必要となってきました。

こうした状況を踏まえ、相談室では、アメリカで児童虐待防止プログラムとして開発された、暴力や暴言を使わずに子どもを育てるためのコミュニケーション力向上を図る「CSP（コモンセンス・ペアレんディング）」講座を、平成二十一年度から開始しました。

この講座は、全七回（各回二時間）のプログラムとなっており、親自身が、子どもへの褒め方や注意の伝え方などを事例に出しながら、トレーナー（養成講座を受けた相談員）とロールプレイをする中で、子どもとのコミュニケーションのとり方を学んでいくものです。

子どもが泣き叫んだりすねたりした時に、どう対処したら良いのかは、どの家庭でも悩むことです。これまでは、大家族や近所付き合いの中で、親になる以前から子どもに関わる機会を持っていたため、無意識のうちに、子どもをどう叱る

育て方を学べる機会をつくる

一方、虐待としての相談に至らないまでも、子どもを怒鳴る、叩いてしまうなどの事例も多く見られました。そうした親に対しては、

子育てサロンなどの情報提供とは別に、親子間のコミュニケーションがうまくいくような支援が必要となってきました。

多文化社会における
福祉専門職の育成

神奈川県立保健福祉
大学
非常勤講師
小山 紳一郎



本年4月から、県立保健福祉大学で社会福祉学科の3年生に「国際福祉論」を教えています。授業の中で学生の多くが、インドシナ難民も、その背景にあるベトナム戦争の歴史もほとんど知らないという現実にくわし、少々驚きました。しかし、映像を交えてじっくりと説明すると、学生は自らの歴史認識の不足を真摯に受け止めてくれます。今では、彼・彼女らが外国籍県民のルーツや背景を学び、将来、福祉現場での対応に活かしてもらえればと思っています。

本県では、外国籍県民の増加と定住化が進み、病院や学校のほか、児童相談所や福祉事務所等における外国籍県民への対応が、喫緊の課題となっています。さまざまな文化的背景を持つ人々の生活を支援する「多文化ソーシャルワーカー」の役割が大変重要であり、神奈川県では、平成20年度から人材養成講座を始めています。

これからの福祉現場を担う学生に、多文化共生に関する課題を伝える機会を持たせた事は、共生の地域社会づくりにとって大きな一歩です。授業では、暴力の被害を受けたフィリピン人の支援を行う団体の方をゲストスピーカーに招いたり、異文化体験ゲームやケース・スタディも行いました。

もともと本県は、民間の外国人支援団体の活動が活発な地域です。そうした活動と、福祉分野の専門職や地域福祉に携わる方々が連携し、多文化社会のソーシャルワークが発展していく事を願っています。

関わることの難しさ

のかなどを学ぶことができませんでした。しかし、今では核家族化の進展もあり、そうした機会が少なくなっており、育て方を伝えることが必要で、相談室の講座もそうした意味で大切な場となっています。

CSP講座などに参加し、コミユニケーションを学んでいく親がいる反面、子育てに課題があっても公的な支援機関と関わりのない親も少なくありません。

伊藤さんは、「子どもの通園のためのお弁当作りや着替えの準備ができない、乳幼児の食事を飴に

してしまふ、また、食事の際の姿勢を良くしようと、子どもの背中を意図せず行ってしまう親もいます」と言います。

しかし、公的機関に相談しないため、支援していくことは極めて難しい状況です。明らかな児童虐待ではない場合、どこまで介入できるかは難しい課題です。こうした相談機関につながりにくい家庭に対して、できることを模索していくしかない現実があります。

身近なところでの理解を

児童虐待などにより、緊急な支

援や介入が必要な場合のために、市町村に「要保護児童対策地域協議会」が設置され（平成十七年改正児童虐待防止法、本県全市町村に設置）、相談室は、その事務局を担っています。同協議会は、市

関係部署、児童相談所、民生委員児童委員、警察、学校等が参加し、支援の必要な家庭に柔軟に対応できる仕組みとして作られました。

「児童虐待について、社会的な関心も高く、近隣からの相談も多くなっています。それは大事なことです。近隣に住んでいる方々は、どの家庭でも子育てを努力しており、それでも難しさや葛藤が

あることを理解してほしい。あの家庭は上手に子育てできないという視点で見えてしまうと、その親は、ますます辛くなるばかりです」と伊藤さんは言います。

子どもを虐待から守るためには、緊急時の迅速な対応と併せて、虐待が起きないように予防することが重要です。そのためには、どの子育て家庭にも何かしらのサポートは必要という考えに立ち、公的機関だけでなく、地域住民の理解と、日々の何気ないサポートが改めて大切となっています。

(企画調整・情報提供担当)

平成22年度事業評価（平成21年度実施事業）外部評価の公表

本会では、効率的かつ効果的な事業展開に向け、活動推進計画64事業について事業評価（自己評価）を行い、そのうち特に重点的に取り組む10事業について、事業外部評価委員会（委員長：臼井正樹 県立保健福祉大学教授）による外部評価を実施しました。今後、この結果を踏まえ、会員をはじめ県民の皆さまの期待に応えられる事業実施に向け、事業の見直しや改善を図ってまいります。

○重点事業(10事業)外部評価結果

[結果区分] (A) 拡大・充実、(B) 継続、(C) 縮小・統合、(D) 廃止

主な事業概要	区分	外部評価結果
1 ともしび基金による県民福祉活動への助成及び各種活動資金助成情報の提供		
市町村ともしび運動推進組織への助成による市町村ともしび運動の推進（助成：31組織、連絡会議2回）。地域福祉（ともしび）推進助成金の交付（64団体）、助成事業等専門委員会（4回）、各種民間助成金情報の提供等	B	本事業には、民間の福祉活動への助成と市町村ともしび運動推進組織への助成の二つの要素がある。前者については、基本的に拡大・充実が求められるが、後者については、特にイベント系の事業への支援など、見直しすべき部分が残っている。また、かながわボランティア活動推進基金21、共同募金などとの継続的な情報交換が望まれる。
2 障害者の就労や社会参加・交流等の場である「ともしびショップ」への支援		
新規出店、設備更新等への助成（3カ所）、設備更新費を助成（1カ所）。多機能型ともしびショップモデル事業「ともしびショップ交流サロン」の設置促進・助成（継続2カ所、新規3カ所）。アドバイザー派遣（3回）。代表者・店長連絡会議（2回）等	B	本事業には、障害者の就労支援の要素と障害者を取り巻く地域交流支援の要素がある。 就労支援から見ると経営を優先して考える必要があり、交流を優先して考えるとほかにも方法はあるといえる。就労支援も地域交流支援もではなく、どのような順位付けでこの事業を考え判断すべきなのかを、実態を踏まえつつ議論していただきたい。
3 「地域福祉コーディネーター」の地域定着に向けた取り組み		
行政・社会福祉協議会協働推進体制構築支援事業：連絡会と推進フォーラムの運営企画（各1回）。域福祉推進ネットワーク構築支援事業（県内4地域）。地域福祉コーディネータースーパーバイズ事業（専用電話の設置、スーパーバイザーの派遣）等	C	地域福祉推進の必要性については、議論の余地がない。ただし、この事業が地域から見て有効かどうかということとは別のことである。地域福祉コーディネーターの養成が始まって10年近くが経過しており、そろそろ検証が必要な時期に差し掛かっている。その中で、地域福祉推進に関し広域的な立場から何をどのように支援するのか、県と県社協とで議論していただきたい。
4 組織・運営基盤の強化に向けた支援		
市町村社協組織運営基盤強化指針モデル事業の推進・普及（2地域）。市町村社協部会における各協議機関（会長・事務局長・職員）による、研究協議の推進（通年）。役職員に対する階層別・課題別研修の実施（各1回程度）等	A	市町村社協への支援は、県社協として大切なことである。しかし、実際に行われていることがニーズと合っているかどうかは疑問が残る。マネジメント系の各種研修だけでなく、市町村社協のニーズに合った支援を行ってほしい。
5 地域相談機関等支援事業の実施		
相談業務（受付・助言等）、専門相談（成年後見制度相談）。地域相談機関等への支援事業（弁護士派遣相談、アドバイザースタッフ派遣事業〔社会福祉士、精神保健福祉士〕）。相談処理委員会による困難事案等の検討等	A	権利擁護相談事業と併せて、地域のニーズに的確に対応していくことが大切な事業である。県社協にふさわしい事業であり、権利侵害の未然防止を含め、着実な事業実施が期待される。
6 日常生活自立支援事業の実施		
市町村社協への一部委託（31地域）。適正な運営に向けた支援（巡回調査12地域実施・課題検討会の実施・実施社協連絡会・契約締結審査会（4回）・弁護士相談（毎月）・市町村契約締結審査会への参加・法人後見実施社協連絡会（3回））。専門員・生活支援員向け研修会。普及啓発DVD作成等	B	ニーズにきちんと対応できるよう、市町村社協と協力しながら取り組んでほしい。一人暮らしの高齢者が急増しており、この事業のニーズは、地域に極めて多い。
7 福祉施設の経営に関する相談・助言等		
経営指導事業専門相談、個別相談の実施。社会福祉法人会計専門指導として簿記研修会の実施（入門編、初級研修、中級研修、上級研修）。会計専門指導（自主監査）事業の実施（3法人）等	A	県社協が協議会であることから、当然取り組むべき事業である。現在の事業内容が良いから拡充ということではなく、きちんとニーズを受け止めて事業化していくことが必要。また、経営的なことだけでなく、社会福祉事業として必要な部分についても取り組んでほしい。
8 「福祉の仕事」のイメージアップの推進		
介護の日記念イベントの実施。中高校生等に向けた啓発リーフレットの作成・配布。福祉の仕事を知る懇談会の実施（8回）等	C	福祉の仕事を理解してもらうための現実的な対応を進めてほしい。単に人材確保ということなら別の方法もある。事業を精査して、その上で継続的な取り組みが望まれる。なお、「イメージアップ」という名称に関しては再考の必要がある。
9 福祉人材現任者研修の充実		
階層別研修（福祉概論研修、サービス力向上研修、テーマ別研修、分野別研修、職場内研修担当者研修）。組織内キーパーソン研修（職場内研修担当者研修、サービス提供責任者現任研修、福祉施設等リーダー研修）。課題別研修（法人・施設マネジメント研修）	A	県社協にふさわしい事業であり、現場のニーズに合わせるとともに、使いやすい研修にする努力を期待する。
10 事業評価システムの推進		
事業内容64事業について事業評価（自己評価）を実施。事業評価導入研修会開催。外部評価（平成20年度事業11事業）	B	社会福祉の事業、特に県社協の事業は、その多くが基本的な考え方のもとで、継承することに意義がある。事業評価を通して各事業の基本的な考え方を再確認し、将来に継承されるような取り組みを期待する。なお、評価対象事業に委託事業が多く、評価を付ける際に難しさがあった。

（企画調整・情報提供担当）



閉じこもりがちな女性も安心できる活動の場

精神保健福祉ボランティアグループかもめサポート（横浜市中区）

精神障害への理解の広がりと共に、そうした方々の就労訓練の場や社会生活機能の回復を図る場、

気軽に訪れお茶を飲みながら話したり、悩みを相談できる場などさまざまな場が広がってきました。

今回は女性のための社会参加の場をつくっている「すみれくらぶ（以下、「すみれ）」を運営する、精神保健福祉ボランティアグループかもめサポートの山口徳江さんにお話を伺いました。

女性が安心してできるのための活動場所に

かもめサポートは横浜市中区主催の精神保健ボランティア講座受講一週目が平成八年に立ち上げました。「講座の実習で訪問した施設では、当事者の女性が二名ほどしかいなかった。自分が女性だからかもしれないが、女性が活動で

きる場所には必要のないかと、ずっと疑問でした」と山口さんは当時を振り返ります。

そこで、当事者の娘さんがいる家族に投げかけたところ「娘も外へ出たがっているが、同年代の女性が多く参加し、安心して活動できる場所は見つからず、家に閉じこもりがちになってしまふ。どうしたら社会とつながることができるか家族で悩んでいる」と聞き、平成十四年にすみれの活動を始めました。

活動の一つ、喫茶店「花花カフェ」は、JR 関内駅から歩いて五分ほどのところにある、横浜 Y W C A の好意で建物の一角を借り、平日十



お客さんのおしゃべりも楽しみの一つ

分ほどこのころにあり、横浜 Y W C A の好意で建物の一角を借り、平日十

一時から十六時に、手作りケーキや紅茶などを当事者とボランティアと一緒に提供しています。接客にあたっては、身だしなみやマナーの研修を受けます。「花花カフェで活動する前は人を怖いと思っていたが、ボランティアやお客さんの優しさに触れる度に、その先入観がなくなった」「ボランティアも女性が多く、肩肘張らずに過ごせ、何でも話せるようになった」と、会員の方は自身の変化を、はにかみながら話してくださいました。

「どもに」成長したい

「いつか店長もボランティアではなく当事者の方に担ってもらえたら。『当事者のために』ではなく、『当事者とともに』すみれも一歩、一歩成長していきたい」と山口さんは語ります。

このほかにも、生花装飾やアクセサリー販売などを行っています。「女の子心」を大切にしながら、自分表現でき、回復の一歩へとつながるのでしょうか。

（福祉ボランティア・シニア活動支援担当）

（かもめサポート TEL/FAX045-633-2065 メール kamosapo@mbp.nifty.com）

広告

防火管理者の皆様へ

消防用設備等点検時には無償で点検推進指導員を派遣し防火管理者の立会を支援いたします。

東海地震と地震予知 ①（執筆）神奈川県温泉地学研究所 杉原英和次長

地震が予知できれば、多くの人的被害は未然に防ぐことができるので、多くの人たちから期待されています。日本には地震予知を制度化している「大規模地震対策特別措置法」という法律が昭和53年に制定され、この法律に基づき、国内で唯一対象になっているのが「東海地震」です。この法律によって、国は震度6弱以上又は津波3m以上の大変な被害が想定される地域を「地震防災対策強化地域」として、事前に指定（本県西部の8市11町指定）し対策を進めてきました。（次号に続く）



（財）神奈川県消防設備安全協会 TEL 045-201-1908